

## 相愛大学後援名義等使用に関する取り扱い要綱

平成23年7月12日執行部会議承認

### (趣旨)

第1条 この要綱は、相愛大学の後援名義等（以下「後援名義等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (後援名義等の区分)

第2条 相愛大学が定める後援名義等の区分は次の通りとする。

- (1) 後援とは、各種団体等が主催する事業で、相愛大学として経費または人的負担はしないが、事業の主旨に賛同し、その開催を間接的に支援する場合をいう。
- (2) 共催とは、相愛大学が他団体と共同して事業の主催者の一員となり、事業の運営に参画し、経費または人的負担を伴い、責任を分担する場合をいう。

### (承諾の基準)

第3条 学長は、後援名義等を使用しようとする事業（以下「申請事業」という。）の内容が、次の各号のすべてに該当すると認めるものについて、後援名義等の使用を承諾することができる。

- (1) 本学の建学の精神に準ずる活動であるもの
- (2) 教育研究活動の増進及び地域の発展に寄与すると認めるもの
- (3) 公共性を有するもの
- (4) 主たる目的を営利としないもの
- (5) 特定の政党若しくは政治的団体の活動でないもの
- (6) 事業の参加者に対して過重の負担を負わせないもの
- (7) 本学の教育研究活動に支障をきたさないもの

### (使用の申請)

第4条 申請事業の主催者（以下「申請者」という。）は、事業開始の1カ月前までに、『相愛大学「後援名義等」使用申請書』を本学所定の窓口に提出しなければならない。

2 学長は、申請者に対して、必要に応じ、次に掲げる書類を提出させることができる。

- (1) 定款、寄付行為、規約、沿革その他の申請者の概要がわかる書類
- (2) 申請事業の実施要綱、募集要項、チラシ、プログラム、その他事業の内容がわかる書類
- (3) その他学長が必要と認める書類

(使用の承諾)

第5条 学長は、申請書を受理したときは、第3条の規定に基づき内容を審査し、承諾又は不承諾を決定し、申請者に結果を通達するものとする。

(変更の届出)

第6条 申請者は、申請事業に変更が生じた場合は、速やかに学長に申し出なければならない。

(後援に関する免責事項)

第7条 学長は、申請者に対して、申請事業にかかる物的又は人的な支援（使用料の免除、職員の派遣等）は行わないものとする。

2 学長は、申請者及び第三者に対して、申請事業に係る損害賠償その他のいかなる責も負わない。

(承諾の取消し)

第8条 学長は、申請者が虚偽その他の不正な行為により後援名義等使用の承諾を受けたとき、第6条に規定する変更の届出をしなかったとき、その他不適當な行為があったと認めるときは、当該承諾を取り消すことができる。

(報告書の提出)

第9条 申請者は、申請事業終了後1カ月以内に、事業実施の報告書を学長に提出しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年7月12日から施行する。